

八洲学園大学 特修生規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の特修生については、本学学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 特修生を志願する者に対しては、本学の授業を理解できるかどうかを判定するため、作文を課すものとする。

第3条 本学教授会は、前条の作文と本学学則第18条の書類を審査し、入学者を決定する。

第4条 特修生は、本学正科生としての入学資格を取得しようとする者と入学資格の取得を目的としないで入学する者に分ける。

第5条 本学正科生としての入学資格を取得しようとする特修生は、在学中に次に掲げる授業科目から8科目16単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

授 業 科 目 名	単 位 数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2
現代社会と生涯学習	2
図書館概論	2
情報化社会と情報の選択（公共図書館・大学図書館編）	2
テクノロジーの発達とヒューマニティ	2
文章表現1（文章表現入門）	2
論述力スキル（アカデミック・ライティング）	2
学社連携・融合論	2
財政学（国の予算と国民生活）	2
資源環境と人間	2

第6条 本学正科生としての入学資格取得を目的としない特修生は、本学が開設するどの授業科目でも受講できるが、単位は取得できないものとする。ただし、本人からの要求があった場合には、別表の受講証明書を発行するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。